

排出量取引等に係る情報の公表スケジュール

公表事項			公表スケジュール		
カテゴリ	公表事項	具体的な内容	公表頻度	公表時期	集計期間（集計時点）
1. クレジット等の発行	(1) クレジット等の発行量及び件数	集計期間中に発行されたクレジット等に関する次の情報 ○クレジット等の種類※ <sup>1</sup> ごとの合計量 (t-CO <sub>2</sub> ) 及び件数	月 1回	毎月中旬	前月 1日～前月末日
	(2) クレジット等の発行先	集計期間中に発行されたクレジット等に関する次の情報※ <sup>2</sup> ○口座番号 ○口座名義人又は指定地球温暖化対策事業所の名称 ○クレジット等の種類※ <sup>1</sup> ○クレジット等の発行量 (t-CO <sub>2</sub> )	月 1回	毎月中旬	前月 1日～前月末日
2. クレジット等の取引※ <sup>3</sup>	(1) クレジット等の移転量及び件数	集計期間中に取引されたクレジット等に関する次の情報 ○クレジット等の種類※ <sup>1</sup> ごとの、増加の記録があった量 (t-CO <sub>2</sub> ) 及び件数 ○管理口座の種類※ <sup>4</sup> ごとの、増加の記録があった量 (t-CO <sub>2</sub> ) 及び件数	月 1回	毎月中旬	前月 1日～前月末日
	(2) クレジットの移転申告価格	集計期間中に取引されたクレジット等に関する次の情報 ○一般管理口座間における移転申請時の申告価格 (円/t-CO <sub>2</sub> ) ※ <sup>5</sup>		—※ <sup>6</sup>	
3. クレジット等の量	—	集計時点における次の情報 ○クレジット等の種類※ <sup>1</sup> ごとの量 (t-CO <sub>2</sub> ) ○管理口座の種類※ <sup>7</sup> ごとの量 (t-CO <sub>2</sub> )	月 1回	毎月中旬	前月 1日～前月末日
4. 口座開設者	—	口座開設者に関する次の情報 ○口座番号 ○事業所の名称及び所在地※ <sup>8</sup> ○口座管理者の名称及び所在地※ <sup>9</sup> ○口座名義人の名称及び所在地※ <sup>9</sup> ○振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先※ <sup>10</sup>	月 1回	毎月中旬～下旬	前日
5. 見積受付登録事業者※ <sup>11</sup> ※ <sup>12</sup>	—	見積受付登録事業者に関する次の情報 ○事業者の名称 ○取扱クレジット等の種類※ <sup>1</sup> ○連絡先等、見積受付登録事業者が任意に登録した情報	システムに登録の都度	総量削減義務と排出量取引システムの公開日以降、登録の都度	—
6. クレジットの無効化	(1) 無効化口座に記録されているクレジットの情報	集計期間中に無効化口座に記録された次の情報 ○クレジットの種類※ <sup>13</sup> ごとの合計量 (t-CO <sub>2</sub> )	月 1回	毎月中旬	前月 1日～前月末日
	(2) 無効化申請されたクレジットに関する情報	集計期間中に無効化されたクレジットに関する次の情報 ○申請ごとの無効化された時期並びにクレジットの種類※ <sup>13</sup> ごとの合計量 (t-CO <sub>2</sub> )、識別番号及び有効期限	月 1回	毎月中旬	前月 1日～前月末日
	(3) 無効化の申請者に関する情報	集計期間中に無効化の申請を行った者に関する次の情報※ <sup>2</sup> ○口座番号 ○口座名義人の名称	月 1回	毎月中旬	前月 1日～前月末日

※1 「超過削減量」「都内中小クレジット」「再エネクレジット（環境価値換算量）」「再エネクレジット（その他削減量）」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」「その他ガス削減量」をいう。

※2 クレジット等の発行を受けた又は無効化を行った口座名義人が公表を希望しない場合は、公表しない。

※3 令和6（2024）年度は都供給クレジットの販売を実施しない。

※4 「指定管理口座」「一般管理口座（埼玉県制度における一般管理口座を含む。）」「義務充当口座」「無効化口座」をいう。

※5 個々の申告価格を全て公表するものではなく、統計情報を公表する。

※6 価格の申告があった振替が一定量確保できる段階で公表時期等を示していくものとする。

※7 「指定管理口座」「一般管理口座」「他制度連携口座」「義務充当口座」「無効化口座」「抹消口座」をいう。

※8 指定管理口座のみ公表する。

※9 個人については、公表を希望する場合のみ公表する。

※10 個人／法人にかかわらず、公表を希望する場合のみ公表する。

※11 クレジット等の売買の見積りを行う者として、事業者自らが削減量口座簿に登録した者をいう。

※12 総量削減義務と排出量取引システム内（<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage>）から閲覧

※13 無効化することができる「超過削減量」「都内中小クレジット」「再エネクレジット（環境価値換算量）」「都外クレジット」をいう。